

議案第 33 号

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 3 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、保育が必要な満 3 歳以上の児童の保育を目的とする施設において小規模保育事業を行う事業者が、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力を行う施設を適切に確保しなければならない旨を定めるほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年羽曳野市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「事項」の次に「(法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業(以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項)」を加え、同項第 3 号中「家庭的保育事業者等」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。))」を加え、同条第 7 項中「国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 4 第 1 項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業」を「満 3 歳以上限定小規模保育事業」に改める。

第 19 条第 6 号中「利用定員」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満 3 歳以上の幼児)」を加える。

第 28 条中「小規模保育事業 B 型」及び「小規模保育事業 C 型」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。))」を加える。

第 30 条第 2 項第 3 号中「第 6 条の 3 第 10 項第 2 号」の次に「又は第 3 号」を加える。

第 36 条中「第 6 条の 3 第 10 項」を「第 6 条の 3 第 10 項第 1 号」に改める。

第 49 条中「と、同条第 4 号中「次号」とあるのは「第 49 条において準用する第 29 条第 5 号」」を削る。

附則第 4 項中「家庭的保育事業者等(」の次に「満 3 歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第 7 項の前の見出し中「特例関係」を「特例」に改め、同項中「家庭的保育事業者等」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。))」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p>(保育園等との連携)</p> <p>第 7 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)) (以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。))により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設</p>	<p>(保育園等との連携)</p> <p>第 7 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)) (以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>

<p>において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 前項(第 2 号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)又は<u>満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であつて、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>第 8 条～第 18 条 省略 (家庭的保育事業所等内部の規程)</p> <p>第 19 条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員(<u>満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満 3 歳以上の幼児</u>)</p> <p>(7)～(11) 省略</p> <p>第 20 条～第 27 条 省略</p> <p>第 3 章 小規模保育事業 第 1 節 通則 (小規模保育事業の区分)</p> <p>第 28 条 小規模保育事業は、小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型(<u>満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>)及び小規模保育事業 C 型(<u>満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>とする。</p> <p>第 2 節 小規模保育事業 A 型</p> <p>第 29 条 省略 (職員)</p> <p>第 30 条 1 省略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 15 人につき 1 人(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号又は第 3 号の規定に基づき受け入れる</p>	<p>2～6 省略</p> <p>7 前項(第 2 号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)又は<u>国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 4 第 1 項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所</u>であつて、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>第 8 条～第 18 条 省略 (家庭的保育事業所等内部の規程)</p> <p>第 19 条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7)～(11) 省略</p> <p>第 20 条～第 27 条 省略</p> <p>第 3 章 小規模保育事業 第 1 節 通則 (小規模保育事業の区分)</p> <p>第 28 条 小規模保育事業は、小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型及び小規模保育事業 C 型とする。</p> <p>第 2 節 小規模保育事業 A 型</p> <p>第 29 条 省略 (職員)</p> <p>第 30 条 1 省略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 15 人につき 1 人(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限</p>
--	---

<p>場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第 31 条～第 35 条 省略 (利用定員)</p> <p>第 36 条 小規模保育事業所 C 型は、<u>法第 6 条の 3 第 10 項第 1 号</u>の規定にかかわらず、その利用定員を 6 人以上 10 人以下とする。</p> <p>第 37 条～第 48 条 省略 (準用)</p> <p>第 49 条 第 25 条から第 27 条まで及び第 29 条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 25 条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第 27 条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第 49 条において準用する次条及び第 27 条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第 26 条及び第 27 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第 29 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第 1 号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第 4 号において同じ。)」とする。</p> <p>第 50 条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>1～3 省略 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 <u>家庭的保育事業者等(満 3 歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者は除く。)</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第 7 条第 1 項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して 15 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>5・6 省略 (小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内</p>	<p>る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第 31 条～第 35 条 省略 (利用定員)</p> <p>第 36 条 小規模保育事業所 C 型は、<u>法第 6 条の 3 第 10 項</u>の規定にかかわらず、その利用定員を 6 人以上 10 人以下とする。</p> <p>第 37 条～第 48 条 省略 (準用)</p> <p>第 49 条 第 25 条から第 27 条まで及び第 29 条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 25 条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第 27 条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第 49 条において準用する次条及び第 27 条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第 26 条及び第 27 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第 29 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第 1 号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第 4 号において同じ。)」と、<u>同条第 4 号中「次号」とあるのは「第 49 条において準用する第 29 条第 5 号」とする。</u></p> <p>第 50 条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>1～3 省略 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者は除く。))は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第 7 条第 1 項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して 15 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>5・6 省略 (小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内</p>
---	--

保育事業所の職員配置に係る特例)

7 保育の需要に応ずるに足りる保育園、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

8~10 省略

保育事業所の職員配置に係る特例関係)

7 保育の需要に応ずるに足りる保育園、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

8~10 省略